

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月13日（平成29年（行情）諮問第56号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行情）答申第47号）

事件名：発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援が記載されている文書（直近年度のもの）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援が記載されている文書（直近年度のもの）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が平成28年10月28日付け愛労発安1028第1号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

発達障害者支援法上の発達障害者の定義は存在しないから、不存在処分をすべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成28年9月2日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援が記載されている文書（直近年度のもの）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、平成28年10月28日付け愛労発安1028第1号により原処分を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成28年11月14日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求は、対象文書の特定誤りを理由とする不服申立てであるが、原処分における対象文書の特定は適正に行われており、原処分は妥当であることから、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件開示請求の内容は「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援が記載されている文書」とされているところ、「発達障害者支援法」とは、「発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「支援法」という。）」のことに解するのが妥当である。また、発達障害者については、支援法2条2項にその定義が規定されているところ、同法10条に規定する「就労の支援」の対象となる発達障害者とは、同法2条2項で定義される発達障害者であることから、「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援が記載されている文書」とは、同条の解説等を行った行政文書であると考えられる。

(2) 本件対象文書として特定した文書について

処分庁において、上記(1)に該当する文書を探索し、本件対象文書として、平成28年8月1日付け職雇障発0801第1号「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発達障害者の就労の支援等について）」（以下、第3において「本件文書」という。）を特定した。

本件文書は、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号。以下「改正法」という。）が平成28年8月1日に施行された際に、厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長から、各都道府県労働局長宛てで、発出されたものである。

本件文書中、「○発達障害者の就労の支援関係（10条第1項及び第3項）」の項において、請求者の求める「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援」に関する措置を定めた支援法1項及び3項の概要が記載されていることから、当該文書は、対象文書として妥当である。

なお、処分庁で特定した対象文書の範囲は適正であったものの、開示を実施した際に、本件文書の別添の添付が漏れていたことが判明したため、処分庁において、改めて当該添付漏れの文書の開示を追加で実施している。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「発達障害者支援法上の発達障害者の定義は存在しないから、不存在処分をすべきである。」と主張するが、本件対象文書の特定については、上記3のとおりであり、請求者の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分における本件対象文書の特定は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月20日 審議
- ④ 同年5月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求及び原処分について

審査請求人は、「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援が記載されている文書（直近年度のもの）」の開示を求めたところ、処分庁は、別紙に掲げる文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、支援法上の発達障害者の定義は存在しないから、不存在処分をすべきであると主張し、諮問庁は、原処分における本件対象文書の特定は妥当であるとしていることから、本件審査請求は本件対象文書の特定の妥当性を争っているものと解し、以下、検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 「発達障害者」の定義について

ア 審査請求人は、支援法上の発達障害者の定義は存在しないから、不存在処分をすべきであると主張する。

イ 当審査会において、支援法を確認したところ、同法2条において、定義が規定されており、同条1項において、「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と規定され、同条2項において、「この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。」と規定されている。

したがって、支援法において、「発達障害者」について定義されていると認められる。

(2) 「就労支援」の記載について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3）の3（2）において、以下のとおり説明する。

本件対象文書として、平成28年8月1日付け職雇障発0801第1号「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発

達障害者の就労の支援等について)」を特定した。

本件対象文書は、改正法が平成28年8月1日に施行された際に、厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長から、各都道府県労働局長宛てに、発出されたものである。

本件対象文書中、「○発達障害者の就労の支援関係（10条1項及び3項）」の項において、審査請求人の求める「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援」に関する措置を定めた支援法10条1項及び3項の概要が記載されていることから、当該文書は、対象文書として妥当である。

イ 当審査会において、支援法を確認したところ、同法10条1項において、「国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項第三号の地域障害者職業センターをいう。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第一項の規定による指定を受けた者をいう。）、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。」と規定されている。

また、当審査会において、本件対象文書を確認したところ、以下のとおり記載されている。

第2 改正法の概要

○発達障害者の就労の支援関係（10条1項及び3項）

（1）就労の支援について、これまでも国が様々な取組を進めてきたことを踏まえ、その主体に現行の都道府県に加えて国を規定するとともに、国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならないことを規定するものとしたこと。

（2）事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないものとしたこと。

発達障害者の就労の支援関係に係る支援法10条の規定及び上記記載内容を踏まえると、本件対象文書は、審査請求人の求める「発達障害者支援法上の発達障害者に対する就労支援が記載されている文

書」に該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は直近年度の平成28年度のものであり、また、同年度において、本件開示請求までの間に、他の文書は存在しないとのことであり、当該諮問庁の説明を覆すに足る特段の事情も認められない。

(3) したがって、本件対象文書は本件請求文書に該当し、また、愛知労働局において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、愛知労働局において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

平成28年8月1日付け職雇障発0801第1号「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について（発達障害者の就労の支援等について）」